

山陽小野田市子育て情報ホームページ広告掲載取扱基準

1 広告枠の規格

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル、横 234 ピクセル
- (2) 形式 GIF (アニメーション可)、JPEG 又は PNG
- (3) 容量 10KB 以内

2 広告の表現

(1) 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えるたりするおそれがあるため、使用してはならない。

- ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- イ アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているような誤解を与えるもの）
- ウ ラジオボタン（選択が可能なような誤解を与えるもの）
- エ テキストボックス（入力可能な領域があるような誤解をあたえるもの）
- オ プルダウンメニュー（選択肢があるような誤解を与えるもの）
- カ バナーの内容とリンク先の内容に関連性がないもの
- キ その他市長が不相当と判断するもの

(2) アニメーション GIF の使用

アニメーション GIF を使用する場合は、次のことを遵守すること。

- ア 背景の変化は、なるべく緩やかにして、極端な色の変化を行わない。
- イ 文字が移動し、又は文字が変化する場合は、認識しやすいようにコントラスト（明度差）、輝度及び速度に配慮する。
- ウ コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは使用してはならない。
- エ 広告画像の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を 2 秒以上とする。

(3) 子育て情報ホームページとの区別化

閲覧者が子育て情報ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現又は閲覧者が広告の内容を山陽小野田市の事業であると誤解するおそれのある表現を使用してはならない。

(4) 色調及び解像度

文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

3 位置及び掲載数等

- (1) 広告の位置は、原則として子育て情報ホームページのトップページの画面右下とする。

- (2) 掲載数は、最大 4 枠とする。
- (3) 同一掲載者が掲載できる広告は、1 枠までとする。

4 広告掲載の範囲

広告の画像及びそのリンク先のページの内容が次のいずれかに該当するものは、子育て情報ホームページに広告を掲載しない。

- (1) 法令に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (2) 公の秩序や善良な風俗に反するもの又はその疑いがあるもの
- (3) 政治、宗教又は選挙に関係するもの
- (4) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (6) 風俗営業に係るもの又はこれに類するもの
- (7) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (8) 消費者被害未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、子育て情報ホームページに掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

5 広告掲載料

広告掲載料は、1 枠につき月額 3, 0 0 0 円とする。

6 広告掲載期間

広告掲載期間は、1 か月単位とし、連続する掲載期間は年度を超えることなく最大 12 か月とする。

7 広告掲載の申込み

広告掲載希望者は、掲載希望月の前月 15 日（同日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日以降最初の開庁日）までに、広告掲載申込書（様式第 1 号）に広告原稿（市指定の様式で広告掲載希望者の負担により作成した画像データ）を添えて提出するものとする。

8 掲載広告の決定

- (1) 市長は、広告掲載の申込みがあったときは、提出された広告原稿及びリンク先を審査し、広告掲載の可否を決定する。
- (2) 市長は、前号の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により広告掲載希望者に通知する。

9 広告掲載料の納付

広告掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を前納しなければならない。

10 広告等の変更

広告主は、広告又はリンク先ページを変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに、広告掲載変更申込書（様式第3号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

11 広告掲載の取消し

市長は、次のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに、広告掲載料の納付がされなかったとき。
- (2) 広告掲載変更申込書の提出を行わずに広告のリンク先の大幅な変更を行ったとき。
- (3) 広告のリンク先が閉鎖されたとき
- (4) その他、市長が広告掲載を不適切と認めるとき。

12 広告掲載の取下げ

- (1) 広告主は、自己の都合により、子育て情報ホームページへの広告の掲載を取り下げることができる。
- (2) 前項の規定により広告の掲載を取り下げようとする広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

13 広告掲載料の還付

- (1) 納入された広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、この限りではない。
- (2) 前項ただし書きの規定により還付する広告掲載料の額は、日割りにより計算して得た額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

14 免責

市は、次に掲げる理由により、子育て情報ホームページへの広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

- (1) 天災、停電、通信回線の事故その他市の責めに帰すことのできない非常事態が発生したとき。
- (2) サーバー等の機器の保守又は工事を行うとき。
- (3) 子育て情報ホームページへの広告掲載のため、一定時間（広告掲載の開始日又は変更日の午前0時から正午までの間とする。）調整を行うとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子育て情報ホームページの運営を、1日（24時間）を超えない時間停止したとき。

15 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告及びリンク先ページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

- (2) 広告主は、広告掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- (3) 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

16 雑則

この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年12月21日から施行する。